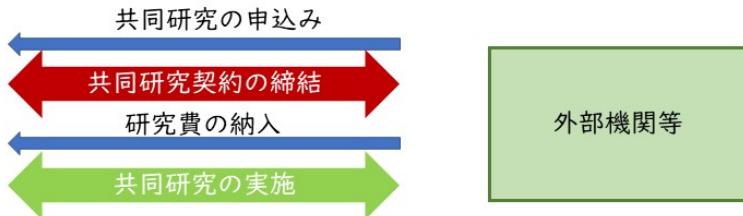


共同研究

企業等外部の機関から研究経費を受け入れて、NCNPの職員と外部機関等の研究者が、対等の立場で共通の課題について取り組む研究制度です。外部機関等との連携を図り、優れた研究成果を生み出すことを促進し、社会貢献に資することを目的としています。



I. 契約内容の確認・調整

NCNPと共同研究をご検討されている外部機関等の皆様は、NCNPの担当職員と相談のうえ、共同研究申請書を作成し、事務担当（TMC ビジネスディベロップメント室）に提出ください。契約案を提案させていただき、契約内容の調整を行います。

2. 受入れの決定

上記確認・調整が完了した案件について、NCNPの審査委員会で審査等を行い、共同研究の受入れを決定します。

3. 共同研究契約締結

NCNPの代表者と外部機関等の代表者（もしくは契約権限を委譲された者）との間で契約を締結します。また、契約締結後にNCNPが送付する請求書に基づき納入いただきます。

受託研究（治験を除く※）

※臨床受託研究の内容によっては別部署の対応となる場合があります。

企業等外部の機関に研究に必要な経費をご負担いただき、NCNPの研究者が業務として研究を実施する（研究を受託する）制度です。NCNPの職員のみが研究を実施し、その研究成果を外部機関等に報告します。



I. 契約内容の確認・調整

NCNPへの受託研究をご検討されている外部機関等の皆様は、NCNPの担当職員と相談のうえ、受託研究申請書を作成し、事務担当（TMC ビジネスディベロップメント室）に提出ください。契約案を提案させていただき、契約内容の調整を行います。

2. 受入れの決定

上記確認・調整が完了した案件について、NCNPの審査委員会で審査等を行い、受託研究の受入れを決定します。

3. 受託研究契約締結

NCNPの代表者と外部機関等の代表者（もしくは契約権限を委譲された者）との間で契約を締結します。また、契約締結後にNCNPが送付する請求書に基づき納入いただきます。

秘密保持 NDA(Non-Disclosure Agreement)

NCNPの職員が、NCNPでの職務、業務を行う上で、外部機関の研究者等と、秘密情報を含む情報のやり取りを行う必要がある場合に、当該外部機関等と契約を締結します。

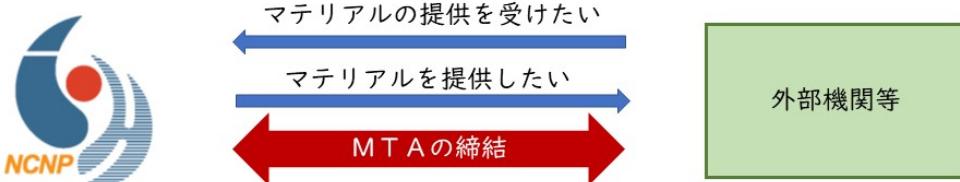
【留意事項】

この場合の秘密保持契約は、NCNPと外部機関等との間の契約であって、NCNP職員個人が外部機関等と契約を締結することはありません。契約締結については、職員ではなく、TMCビジネスディベロップメント室が行います。

契約が必要な場合には、担当のNCNP職員を通して、TMCビジネスディベロップメント室にご連絡ください。

マテリアル授受 MTA(Material Transfer Agreement)

外部機関が保有しているマテリアル（抗体、プラスミド、モデル動物等）の提供（購入）を受ける場合で当該外部機関から契約締結を要請された場合、また、外部機関へNCNPのマテリアルを提供する場合は、契約を締結する必要があります。



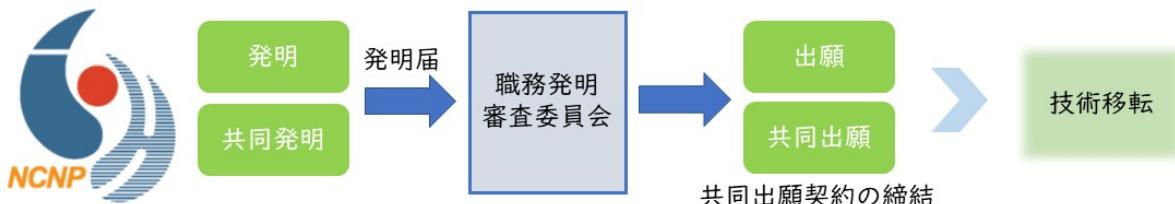
【留意事項】

- ・ MTAの条件によっては、目的や使用場所が限定され、NCNP内であっても、他の研究部に渡すことが禁止されている場合があります。
- ・ 使用できる研究者が指定されている場合があり、その場合には、当該研究者が別機関に異動したとき、NCNPで引き続き使用する場合には、別途MTAの締結が必要となります。
- ・ マテリアルの提供を受ける場合は、該当する研究者は、提供先からの使用条件を理解、遵守いただく必要があります。
- ・ MTAは、NCNPと外部機関等との間の契約であって、NCNP職員個人が外部機関等と契約を締結することはありません。契約締結については、職員ではなく、TMCビジネスディベロップメント室が行います。契約が必要な場合には、担当のNCNP職員を通して、TMCビジネスディベロップメント室にご連絡ください。

職務発明

NCNPの職員等の発明は、原則として職務発明となります。発明をなした場合には、発明届を提出する義務があります。

発明評価・承継判断



研究活動の中で、「これは発明になるかも？」と思われた場合はTMCビジネスディベロップメント室にご相談ください。研究内容のヒアリングをさせていただき、特許出願の可能性、特許出願のタイミング等についてのご相談をさせていただきます。どんなに素晴らしいご発明でも公開されてしまうと特許化できなくなる可能性がありますので、「××学会で発表することを考えているんだけど、、」や「実験結果がまとまりつつあるので論文投稿の準備を始めようと思っているんだけど、、」というような早め早めの「軟らかい段階」で、一度ご相談ください。

尚、他施設や企業との共同出願の契約サポート、特許出願後の技術移転(出願した特許を民間企業等に活用してもらう)のサポートも行っております。

◆お問い合わせ

トランスレーショナル・メディカルセンター ビジネスディベロップメント室

TEL (042) 346-3526 Email:sanren@ncnp.go.jp